

さいたま市中央区選挙管理委員会告示第56号

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和8年2月8日

さいたま市中央区選挙管理委員会委員長 霜田 雅弘

期日前投票所 さいたま市中央区役所内

告示期間の期限 令和 8 年 2 月 8 日